

伊賀市議会政務活動費明細書

伊賀市議会議長 様

報告者
議員名 田中 覚


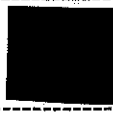
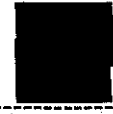
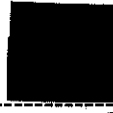
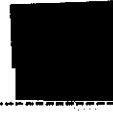
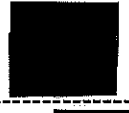
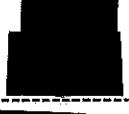





支出項目

調査研究費・研修費・広報費・広聴費・会議費・資料作成費・資料購入費
人件費・事務所費 (該当項目に○をつけて下さい)

内 容

日付	明細	領収書等の 金額 (円)	按分率	金額 (円)
4/1 ～ 3/31	業務委託 (H30年4月～ H31年3月分)	300,000		300,000
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
計				300,000 円

業務委託契約金支払い簿

委託契約月	金額	支払い日	領収印	備考
4	25,000	4月2日		
5	25,000	5月2日		
6	25,000	6月1日		
7	25,000	7月2日		
8	25,000	8月1日		
9	25,000	9月3日		
10	25,000	10月1日		
11	25,000	11月1日		
12	25,000	12月3日		
1	25,000	1月10日		
2	25,000	2月4日		
3	25,000	3月4日		

業務委託契約書

田中覚（以下「甲」という）と■■■■■（以下「乙」という）は、業務委託契約（以下「本契約」という）を次のとおり締結する。

第1条（委託業務）

甲は乙に対し、以下の業務（以下「本業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。

- （1）政治経済記事の収集および加工
- （2）行政情報の収集および新聞スクラップ
- （3）その他、前項に関わる業務

第2条（委託料）

- 1 甲は乙に対し、本業務の対価として、月額金 25,000 円を支払う。
- 2 甲は、前項に定める委託料の当月分を当月の初日の平日に、乙の指定する方法により支払う。

第3条（契約期間・契約更新）

- 1 契約期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。
- 2 契約期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、本契約と同一の条件でさらに一年間更新するものとし、以後同様とする。

第4条（再委託の制限）

乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲が承諾したときは、その限りでない。

第5条（秘密保持）


乙は、本契約期間中または期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

第6条（解除）

甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

（1）破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらを申し立てたとき。

（2）第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立てまたは公租公課滞納処分を受けたとき。

- 
- (3) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
 - (4) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
 - (5) 自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。
 - (6) 相手方への連絡が1ヶ月以上とることができなくなったとき。
 - (7) 相手方が本契約の各条項に違反したとき。
 - (8) 相手方に重大な過失または背信行為があったとき。
 - (9) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

第7条 (契約終了後の処理)

本契約終了後、乙は、甲の指示に基づき、直ちに本業務に関する物品を返還または破棄するものとする。

第8条 (裁判管轄)

本契約に関する一切の争訟は、上野地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第9条 (協議)




本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保管する。

平成29年4月1日

甲 住所 三重県伊賀市緑ヶ丘南町4036番地
伊賀市議会議員 田中覚

乙 住所

民泊申請20件

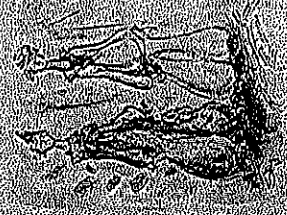
来月15日に新法施行

新法では、都道府県ごとに届け出て認められる。年間百八十日までは自宅やマンションの空き部屋に人を泊めることができる。これまでは旅館業法で許可をもらう必要があったが、都市部を中心に違法な「ヤミ民泊」が横行。政府は外国人観光客の受け皿とすることなどを目的に、ルールを作って合法化した。所轄する県食品安全課によると、届け出があった二十件のうち十二件が県南部。一軒家が多く「海外旅行が好きで外国人を泊めたい」という中高年の希望者が複数いる」とい

問い合わせ100件超も 定着は未知数

ただ、現状の民泊は宿泊施設が不足する首都圏や関西圏が中心で、同課は「県内はこれまで民泊はほとんどなかったとみる。農家などに外国人に泊まって田舎暮らしを体験してもらった「農家民泊」などの動きがあるが、どの程度定着するのは未知数だ。新法では、集居住宅での民泊の場合、大家やマンション管理組合などの承諾を必要とするほか、消防法に適合していることを示す書類などの提出も求められる。宿泊名簿作成やチェックイン時の本人確認が義務づけられる。県はこうした条件を満たしているかを審査し、届け出を受理する。

三重版



お気に入り
光風会 加藤成子
(和歌山)

三重総局(〒514-0005)
津市南居町2-27-2-4
059(228)2121-4
FAX 059(225)6213
四日市支局 059(352)3108
FAX 059(353)7238
伊勢支局 0596(23)3511
FAX 0596(23)3521
松阪支局 0598(21)6108
FAX 0598(26)2207
伊賀支局 0595(21)3241
FAX 0595(24)4310
尾鷲支局 0597(22)0192

一般の住手と異なり、人々向けの「民泊」を認める住宅宿泊事業法(民泊新法)が来月十五日に施行されるのを前に、県は二十四日、県内で二十件の民泊申請の届け出があったことを県議会産業委で報告した。(香新二)

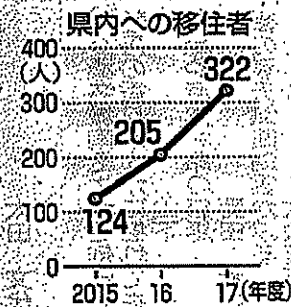
今後も届け出は増えると思われる。

県への移住者1.5倍

17年度支援制度利用

「17年度に県が市町の移住支援制度を活用した県内への移住者数は三百二十二人と、前年度の二・五倍に増えた。手厚い移住支援をしている伊賀市や志摩市が好調で、県は「親身に相談に乗る態勢が整っていることが、移住先を選べる市民の手厚いサポート」と分析する。

(森井一)



伊賀や志摩好調 転出超過は続く

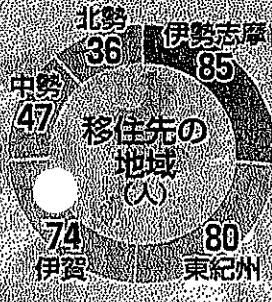
移住者を地域別に見ると、伊勢志摩が最多の八十五人。東紀州が八十八人、伊賀地域が七十四人。移住前の住所は近畿が全体の四割を占め、関東が二割弱、東海が二割弱。「田舎の暮らしで暮らしたい」などの動機が目立ち、移住先は県南部が中心となっている。関西からの移住者が多いため、距離的に近い伊賀地域が好

まれている。県域支援課は移住者が増える要因に、市町の補助金の活用や、相談窓口の利便が増えていることを挙げる。大半の市町が移住相談窓口や空き家を紹介する空き家バンクを備えており、「市町の移住対応がほぼ整った」とみる。市町別で多いのは、伊賀市が最多の四十二人、志摩市が三十六人、各張市三十二人。特に志摩市は前年度から二十六人増、伊賀市が十三人増で、このほか鳥羽市も前年の十二人から倍増の二十四人となった。

県によると、志摩市は県内唯一、移住者が一定の基準を満たした場合に家賃補助を実施している。伊賀市は定住後の生活も含めた手厚い相談態勢があり、鳥羽市は「ローション」として労働局に登録しており相談窓口で求人情報を提供することもできる。似た条件なら伊賀市のように相談や支援態勢が手厚い市町が選ばれている。

県は本年度も移住対策に三千七百万円を計上。東京では常設窓口での相談会に加え、県単独で大規模な移住フェアの開催も計画する。これまでも東京や大阪で移住にかかる費用や空き家改修を「にせミナ」を開くと参加者が多く集ま

っており、担当者は「移住の大変な点も含めて説明すると反応がいい」と話す。ただ、昨年県外へ引越した転出者数から県内への転入者数を引いた「転出超過」は四千人を超え、若者や働き盛りの世代の転出が大きい。同課は「移住だけでなく人口減を解決できる数字ではないが、少しでも力になれるよう、移住者を増やしたい」と話している。



まれている。県域支援課は移住者が増える要因に、市町の補助金の活用や、相談窓口の利便が増えていることを挙げる。大半の市町が移住相談窓口や空き家を紹介する空き家バンクを備えており、「市町の移住対応がほぼ整った」とみる。市町別で多いのは、伊賀市が最多の四十二人、志摩市が三十六人、各張市三十二人。特に志摩市は前年度から二十六人増、伊賀市が十三人増で、このほか鳥羽市も前年の十二人から倍増の二十四人となった。

県によると、志摩市は県内唯一、移住者が一定の基準を満たした場合に家賃補助を実施している。伊賀市は定住後の生活も含めた手厚い相談態勢があり、鳥羽市は「ローション」として労働局に登録しており相談窓口で求人情報を提供することもできる。似た条件なら伊賀市のように相談や支援態勢が手厚い市町が選ばれている。

県は本年度も移住対策に三千七百万円を計上。東京では常設窓口での相談会に加え、県単独で大規模な移住フェアの開催も計画する。これまでも東京や大阪で移住にかかる費用や空き家改修を「にせミナ」を開くと参加者が多く集ま



発行所 中日新聞社
名古屋市中区三の丸一丁目6番1号
〒460-8511 電話 052(201)8811

2018年(平成30年)
12月31日(月)

大みそか

最後まで	あきらめるな。	自分を信じて
------	---------	--------

名古屋DDP予備校
0120-148959

スマホで便利
中日新聞プラス
chuplus.jp



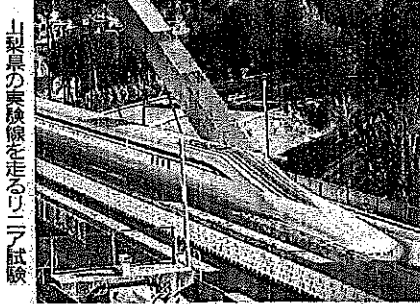
登録のお問い合わせは
052-990-2731

CHUNICHI Web
www.chunichi.co.jp

リニア誤差1センチ精密停車

JR東海が東京・品川―名古屋間で二〇二七年の開業を目指すリニア中央新幹線は、駅での停止位置の誤差一センチ以内という精密な自動運転を実現する。電流で車両の位置を把握する技術を磨き、「神業」の域に達した精度は、現在の東海道新幹線の百倍。騒音は時速五百キロでも新幹線並みに抑え、正確なダイヤと安全性、快適な車内空間を両立させる。

(中野祐紀)

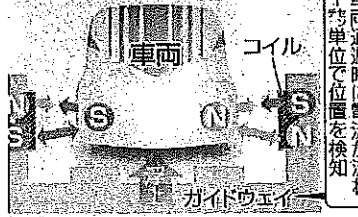


山梨県の実験線を走るリニア試験車

JR東海

技術確立、安全も向上

誤差1センチ以内の自動運転を実現するリニアの仕組み



車両通過時に電流が流れ、1センチ単位で位置を検知

既存の新幹線と異なり、指令所からコンピュータ制御で運行管理するため運転士がいらないリニアは、線路にあたる「ガイドウェイ」に流れる電流を検知することで、車両の現在地を把握する。

JR東海は一九九七年から試験車両「L0系」などを使い、山梨県内の実験線でこれまでに地球六十六周分、計二百六十七万キロを走る

車両通過時に電流が流れ、1センチ単位で位置を検知

倍の精度を実現する。精度の向上は、正確なダイヤ、ホームの設計の容易さに加え、安全性の向上にもつながる。JR東海山梨実験センターの神津正副所長は「対向列車とすれ違う時刻や地点、先行する列車との間隔なども寸分

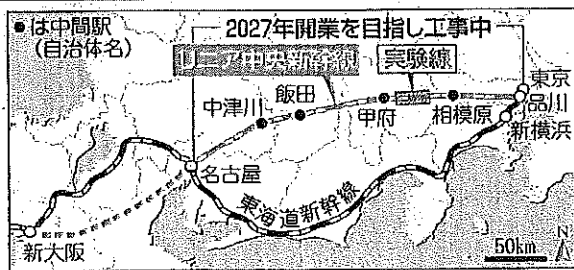
行。位置を1センチまで把握する技術を確立し、客が乗降する駅での停止位置のずれも前後一センチ以内に収めることが立った。

JR東海によると、運転士が操る東海道新幹線は、各駅ホームの端にある「停止位置目標」に先頭部分を合わせて停車する。「のぞみ」停車駅を中心に設置が進むホームドアの幅に限界があることなどから、許される誤差は前後最大一センチ。単純計算でリニアは百倍の精度を実現する。

JR東海は二〇二〇年春にL0系の改良型試験車を完成させる予定。関係者によると、内装などの見直しで車

どの異常時に力を発揮する」と指摘する。

列車間の距離を正確に把握できることから、全ての列車を一斉に減速、加速させるなど既存の新幹線、在来線にはできない対応が可能に。危険の効果的な回避や、乱れたダイヤの素早い回復が期待できる。



リニア中央新幹線 超電導磁気浮上式リニアモーターカーで東京・品川―名古屋間285.6キロを最短40分で結ぶ計画。国土交通省の認可を受けて2014年に着工した。中間駅は相模原市、甲府市、長野県飯田市、岐阜県中津川市に設置する。三重、奈良県を経て大阪府まで延伸する計画があり、東京、名古屋、大阪の三大都市圏を一体化した人口約7000万人の「スーパー・メガリージョン」の形成が見込まれる。

N700Aの数値は非公表だが、本紙が今年十二月に名古屋―東京間で計測すると、普通席でおおむね七〇〜九〇分。浮上して高速で走るL0系の騒音は主に風切り音で、断熱材や内装のつなぎ目のふきき方を工夫するなどして、車内への